

事業団第Ⅱ期中期経営計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月



東京都社会福祉事業団



東京都社会福祉事業団

ロゴマークコンセプト

- 木の幹は、三つの経営理念

理念Ⅰ 利用者本位のサービスを徹底するとともに、一人ひとりに寄り添った支援をします
理念Ⅱ 東京の福祉のセーフティネットを担います
理念Ⅲ 地域と連携し、地域福祉の向上に貢献します

が一本の太い柱となっていることを表しており、しっかりと大地に根をおろしています。

- 色とりどりの「丸い実」は、利用者・児童と職員の「夢・希望・幸福」を表しています。
- 事業団がこの木のように、たくましく成長・発展していく願いが込められています。

はじめに

社会福祉法人東京都社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）は、平成10年6月の設立から22年目を迎えました。

現在、平成27年3月に策定した「事業団中期経営計画」に基づき、自主運営施設2施設と指定管理施設10施設の計12施設の運営を行い、利用者への質の高いサービスの提供や児童一人ひとりの意思・個性を大切にしたい支援を実施しております。

現行中期経営計画の計画期間（平成27年度から令和元年度までの5年間）中、平成27年度から事業団初の自主運営施設として日野療護園の運営を開始するとともに、平成30年度から自主運営施設2施設目となる希望の郷 東村山の運営を始めました。

また、この間、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の公表等を進める社会福祉法人制度改革（社会福祉法改正）や、東京都が監理団体に自律的な経営改革を促す監理団体改革が行われ、さらに都では「東京都政策連携団体活用戦略」が策定されました。その中で、事業団は、特に都政との関連性が高い政策連携団体、すなわち、専門性を発揮し、都に対する政策の企画・立案など、より高度な領域で活躍する団体に位置付けられました。

こうした状況を踏まえ、事業団としても、ガバナンスの強化や経営改革を進めてまいりましたが、今回改めて、自主的自律的かつ安定的継続的な法人運営を強く意識するとともに、今後とも、高い専門性を発揮するプロフェッショナル集団として、東京の福祉のセーフティネットの役割を着実に果たしていくことを決意するものです。

そこで、事業団の「経営理念」に基づき、概ね10年後の目指すべき目標である「中長期経営目標」を整理した上で、その目標の実現に向け、令和2年度からの5年間で事業団が推進する重点的な取組又は先駆的な取組を「アクション」としてとりまとめ、「事業団第Ⅱ期中期経営計画」を策定しました。

事業団は、本計画に基づき、職員一丸となって、関係団体等と相互に連携を図りながら、引き続き質の高い支援を実施するとともに、東京の福祉の向上に寄与してまいります。利用者・児童、保護者、地域をはじめとする多くの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年3月

社会福祉法人東京都社会福祉事業団理事長

池田俊明

目次

第1章 「事業団第Ⅱ期中期経営計画」の策定に当たって	1
1 第Ⅱ期計画策定の趣旨	1
2 第Ⅰ期計画からの主な改正点	1
3 計画の進行管理	2
4 計画期間	2
第2章 経営理念	3
第3章 中長期経営目標	4
第4章 アクション（重点的取組、先駆的取組）	7
第Ⅱ期計画の体系	8
中長期経営目標Ⅰ 利用者・児童の権利擁護を第一に、利用者・児童にとって最善 のサービスを提供します	10
アクション① 権利擁護（虐待防止）の徹底	10
アクション② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応	10
アクション③ リスク管理の推進	11
アクション④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援	12
アクション⑤ 社会需要も見通した施設の改築・改修	13
アクション⑥ 質の高い人材の確保・定着【再掲】	14
アクション⑦ 高い専門性を発揮できる職員の育成【再掲】	14
中長期経営目標Ⅱ 蓄積してきた支援技術を活かし、更に高度なケアを提供します	15
アクション① 高い専門性を発揮できる職員の育成	15
アクション② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進	16
アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及	17
アクション④ 質の高い人材の確保・定着	18
アクション⑤ 社会需要も見通した施設の改築・改修【再掲】	19
中長期経営目標Ⅲ 施設機能を活用し、地域との共生を推進します	20
アクション① 地域で暮らす障害者・障害児を支援	20

アクション②	地域における子育て家庭等を支援	20
アクション③	地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）	21
中長期経営目標Ⅳ	長期経営の基盤となる運営体制の強化と経営の透明性を図ります	22
アクション①	改訂「事業団人材育成方針」に基づく組織・人事制度の運用	22
アクション②	自律的な経営実現のための自主財源の確保	22
アクション③	ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備	23
アクション④	魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現	23
アクション⑤	コンプライアンスの推進	24
参考資料・データ		27
○	事業団のあゆみ	
○	第Ⅰ期計画期間中の主な取組	
○	第Ⅰ期計画期間中の主な実績データ	
○	第Ⅱ期中期経営方針検討委員会及び経営計画検討部会構成メンバー	
○	事業団とSDGsとの関わり	

《本冊子における記載について》

- 語句等に付された「※」について
脚注のこと。文章や用語を解説します。

- [継続] 等の表記について
 - ・ [継続]
平成 27 年 3 月に策定した事業団中期経営計画（以下、「第Ⅰ期計画」という。）に掲載した取組のうち、第Ⅱ期中期経営計画（以下、「第Ⅱ期計画」という。）においても継続する重点的取組もしくは先駆的取組のことを言います。
 - ・ [継続・一部新規]
第Ⅰ期計画から引き続いて取り組む重点的取組や先駆的取組に加え、一部、第Ⅱ期計画で新たにに取り組む内容を含みます。
 - ・ [新規]
第Ⅱ期計画で新たにに取り組む内容
 - ・ 【再掲】
複数の中長期経営計画に、同じアクションを含む場合、主として位置づける目標にアクションを記載し、他方の目標には【再掲】として記載します。

- 東京都の施策との関係
 - ・ **活用戦略**
本計画に記載のアクションが、東京都が令和元年 5 月に公表した「東京都政策連携団体活用戦略」※₁に該当もしくは関連する場合に、この記号を記載しています。
 - ・ **経営改革プラン**
本計画に記載のアクションが、東京都が平成 30 年 6 月に公表した「東京都監理団体経営改革プラン」※₂に該当もしくは関連する場合に、この記号を記載しています。

※ 1 「東京都政策連携団体活用戦略」：政策連携団体の今後注力すべき業務領域や担うべき役割などについて、東京 2020 大会後の社会情勢の変化等を見据え、所管局（福祉保健局）が、中期的な団体活用の考え方を整理したもの。

※ 2 「東京都監理団体経営改革プラン」：東京都が、東京都政策連携団体（33 団体）の、2020 年度までの 3 年間で進める改革の取組をまとめたもの。

第1章 「事業団第Ⅱ期中期経営計画」の策定に当たって

1 第Ⅱ期計画策定の趣旨

平成27年3月に策定した事業団中期経営計画（以下、「第Ⅰ期計画」という。）が、令和元年度で5年間の計画期間が終了することを受け、この間の事業団を取り巻く状況変化や事業の進捗等を踏まえ、10年後の将来像を示すとともに、今後5年間（令和2年度から令和6年度までの間）の具体的な取組を盛り込んだ計画として、新たに事業団第Ⅱ期中期経営計画（以下、「第Ⅱ期計画」という。）を策定しました。

2 第Ⅰ期計画からの主な改正点

(1) 経営理念から具体的取組までの対応関係の明確化

第Ⅰ期計画は、3つの経営理念の下に4つの中長期経営目標を立て、さらにその下に7つの中期経営方針を位置付けています。この7つの方針を踏まえ、「サービス向上計画」をはじめとする7つの計画※3とそれに連なる62の取組を掲載した、基本的かつ総合的計画としての性格を有していました。

第Ⅱ期計画では、計画の階層を、経営理念、中長期経営目標、「アクション」の3段階に簡素化するとともに、経営理念から中長期経営目標そして「アクション」に掲げる具体的取組までの対応関係を明確にすることで、分かりやすい計画としました。また、今後5年間で推進する重点的取組や先駆的取組をまとめて、「アクション」として新たに設定しました。

(2) 単年度事業計画との役割分担

「アクション」は、各施設及び事務局が、今後、重点的に取り組む事項や先駆的に実施する事項に絞って掲載しています。

各施設及び事務局においては、「アクション」以外にも様々な事業や取組を実施していますが、これらは単年度事業計画に掲載することで、単年度事業計画との役割分担を明確にしました。

(3) 状況の変化を踏まえた「アクション」の設定

東京都が令和元年5月に公表した「東京都政策連携団体活用戦略」も踏まえ、高い専門性を活かした支援の提供や、これまで蓄積してきた支援技術の普及等の新たな取組を、「アクション」の中に位置付けました。

なお、「アクション」については、特徴的な事項を進捗管理の対象とし、合わせて進捗管理の主体や方法を明確に定めることで、計画の適切な進行管理を図ります。

※3 現行計画の7つの計画：「利用者サービスの向上」、「施設整備」、「財務基盤の強化」、「組織再編・運営体制強化」、「人材確保」、「人材育成」、「魅力ある職場づくり」の7つの計画のこと。

3 計画の進行管理

計画の円滑な推進を図るため、「アクション」のうち特徴的な項目について、その進捗状況の分析・検証を行い、適正に進行管理を行っていきます。

(1) アクションの進捗管理の主体

アクションの進捗管理は、①事業団全体（共通）、②児童養護施設共通もしくは障害（者・児）施設共通、③該当施設、④事務局の4つの分類を設定し、各主体が実施します。

(2) アクションの進捗管理の方法

進捗管理は、アクションの特徴に応じて4つの方法で実施します。

4つの方法とは、各年度において数値目標 100%の達成を目指すもの（数値目標 100%）、各年度の実績の推移を検証するもの（数値管理）、施設の改築・改修計画など線表で管理するもの（線表管理）、その他取組の内容や実施状況等を確認・検証するもの（定性管理）があります。

4 計画期間

- 第Ⅱ期計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、中長期経営目標については、10年後も見据え、設定しています。
- 計画期間の最終年度の前年である令和5年度には、第Ⅱ期計画の改定のための準備作業を開始し、令和7年度以降の5年間を計画期間とする「事業団第Ⅲ期中期経営計画（仮称）」を策定する予定です。
- 今後、第Ⅱ期計画を推進するうえで、社会情勢や事業団を取り巻く状況の変化に対応して、必要がある場合には令和5年度より前に再検討を行い、計画を変更することもあります。

【第Ⅱ期計画の計画期間】

計画期間（5年間）				
令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第Ⅱ期計画の進行管理				
			改定に向けた検討	

第2章 経営理念

- 事業団は、事業団が運営する施設の利用者及び児童が、かけがえのない個人として尊重され、社会の一員として日常生活を営むことができるよう、3つの経営理念を掲げ、法人経営に取り組んでいきます。

事業団経営理念

【理念Ⅰ】利用者本位のサービスを徹底するとともに、一人ひとりに寄り添った支援をします

利用者及び児童が安全かつ安心して日常生活を営むことができるよう、かけがえのない個人として尊重し、一人ひとりの気持ちを汲み取った支援をします。

【理念Ⅱ】東京の福祉のセーフティネットを担います

特別な支援が必要な利用者や児童を、施設機能に応じて積極的に受け入れるために、地域の教育機関をはじめ関係団体等と連携・協働しながら、東京の福祉のセーフティネットとしての役割を果たします。

【理念Ⅲ】地域と連携し、地域福祉の向上に貢献します

東京都全体の支援ニーズに対応して、支援が必要な利用者や児童を広域的に受け入れる施設としての役割を引き続き担うとともに、地域に根差した施設として、専門機能を活かしながら、地域の支援ニーズに応えていきます。

第3章 中長期経営目標

- 「経営理念」に基づき、概ね10年間の中長期的な視点に立って、今後事業団が目指すべき目標として、4つの「中長期経営目標」を掲げます。

事業団中長期経営目標

【目標Ⅰ】 利用者・児童の権利擁護を第一に、利用者・児童にとって最善のサービスを提供します

【目標Ⅱ】 蓄積してきた支援技術を活かし、更に高度なケアを提供します

【目標Ⅲ】 施設機能を活用し、地域との共生を推進します

【目標Ⅳ】 長期経営の基盤となる運営体制の強化と経営の透明性を図ります

目標Ⅰ**利用者・児童の権利擁護を第一に、利用者・児童にとって最善のサービスを提供します**

- 利用者が安全で安心した生活ができ、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、質の高いサービスを提供するとともに、安全で快適な施設環境を実現していきます。
- 児童が安全で安心した日常生活を送る中で、心身ともに健全な成長を遂げ、将来に向けた自立の意欲や生活力を育てていくことができるよう、一人ひとりの意思や個性を大切にした支援を行います。

目標Ⅱ**蓄積してきた支援技術を活かし、更に高度なケアを提供します**

- 事業団が蓄積してきた支援技術を活用し、重篤な虐待経験のある利用者や児童、強度行動障害がある利用者や児童、高齢化や障害が重度化した利用者、医療的ケアや心理的ケアを必要とする利用者や児童等を、施設機能に応じて積極的に受け入れます。
また、地域の教育機関をはじめ関係団体等と連携・協働し、利用者や児童の生活を支援します。
- 東京の福祉のセーフティネットとして、特別な支援が必要な利用者や児童の受け入れなど、今後益々高まることが予想される支援ニーズに対応していくために、質の高い人材を安定的に確保するとともに、職員の定着も進め、高い専門性を発揮できる職員を確実に育成していきます。さらに、今後、法人や施設の経営を担うことのできる人材の育成にも取り組みます。
- 東京都が「東京都政策連携団体活用戦略」により定めた、「高い専門性を発揮するプロフェッショナル集団」としての事業団のミッションを踏まえ、これまで蓄積してきた支援技術・ノウハウを他団体へ普及するとともに、先駆的な取組を推進することにより、東京の福祉の増進に寄与します。

目標Ⅲ**施設機能を活用し、地域との共生を推進します**

- 東京の福祉のセーフティネットとして、支援が必要な利用者や児童を広域的に受け入れることを続けていくために、利用者や児童の生活を共に支える地元自治会や学校、医療機関、企業、NPO等の関係機関や団体との連携を推進します。
- 養育家庭を含む地域の子育て家庭や地域で暮らす障害者や障害児の生活を支援するため、施設の立地状況や果たすべき役割に応じて、施設の機能を活用します。
- さらに、地域の人々との交流をはじめ、施設が有するノウハウの提供、コミュニティ活動への参加や協力等により、地域との共生を推進します。

目標Ⅳ**長期経営の基盤となる運営体制の強化と経営の透明性を図ります**

- 事業団を取り巻く状況変化や今後の事業団が向かうべき方向性等を踏まえ、改訂「事業団人材育成方針」に基づき、職員一人ひとりが組織の中で果たすべき役割を意識し、高い専門性を発揮できるよう研鑽を積むことで、事業団全体の支援力を向上させていきます。
併せて、職員が持てる力を十分に発揮できるように、求められる能力に見合った人事給与制度となるよう、制度の見直しについても検討を進めていきます。
- 職員が、将来を見通して安心して働き続けられるよう、働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、魅力とやりがいにあふれる職場づくりについても推進します。
- 将来にわたって安定的な経営を維持していくために、組織のガバナンス強化とともに財務基盤の強化に向けた取組を推進します。

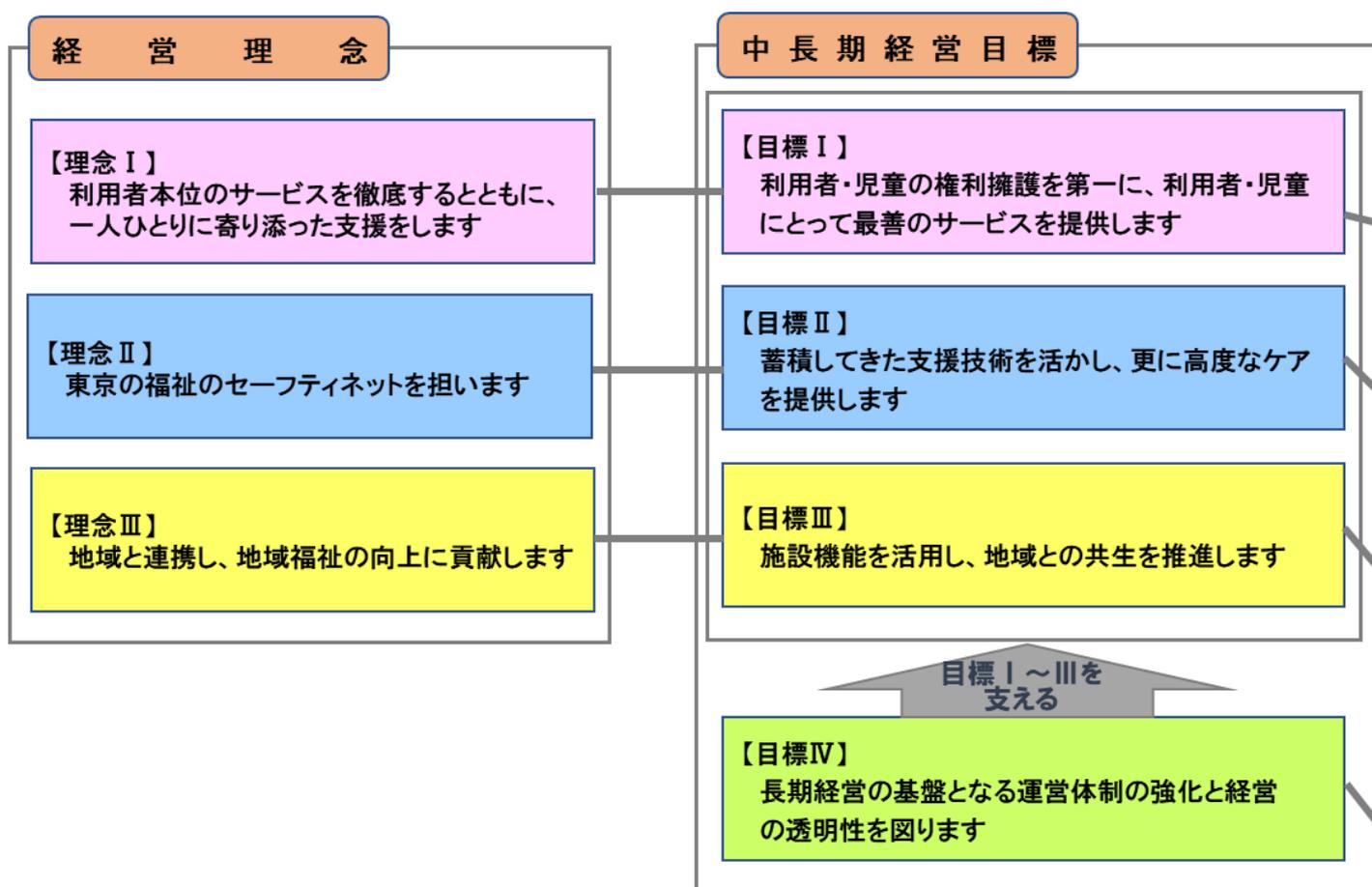
第4章 アクション（重点的取組、先駆的取組）

- 「経営理念」の実現、「中長期経営目標」の達成を目指し、各施設及び事務局においては、様々な事業や取組を実施しており、各年度、事業計画を策定した上で、進めています。
- 第Ⅱ期計画では、「中長期経営目標」を達成するため、今後5年間で、各施設と事務局が、特に重点的に推進する取組又は先駆的な取組を、選定して「アクション」に位置付けています。また、ひとつの中長期経営目標に対し、複数のアクションを掲げています。
- 第Ⅰ期計画から引き続き、第Ⅱ期計画においても推進する取組については、[継続]と記載し、第Ⅱ期計画で新たに設定した取組については[新規]と記載します。
- 複数の中長期経営目標に、同じアクションが記載された場合には、主となる中長期経営目標の体系に記載し、他方の目標には【再掲】として記載します。
- また、アクションのうち特徴的な項目について、その進捗状況の分析・検証を行い、適正に進行管理を行っていきます。詳しくは、2頁「第1章 3 計画の進行管理」に記載しています。
- なお、第Ⅱ期計画の「アクション」には掲載されないが、各年度事業計画に定める各種事業・取組については、各年度事業実績報告において、実績確認を行っていきます。

第Ⅱ期計画の体系

「経営理念」に基づき、概ね10年間の中長期的な視点に立って、事業団が目指すべき目標として、「中長期経営目標」を定めました。その「中長期経営目標」を達成するため、今後5年間で、各施設と事務局が特に重点的に推進する取組又は先駆的な取組を、選定して「アクション」に位置付けています。

アクションに取り組むことで、中長期経営目標を達成し、経営理念を実現します。



アクション（重点的取組、先駆的取組）

【中長期経営目標Ⅰ】のアクション

- ①権利擁護(虐待防止)の徹底
- ②利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応
- ③リスク管理の推進
- ④利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援
- ⑤社会需要も見通した施設の改築・改修
- ⑥質の高い人材の確保・定着【目標Ⅱ④の再掲】
- ⑦高い専門性を発揮できる職員の育成【目標Ⅱ①の再掲】

【中長期経営目標Ⅱ】のアクション

- ①高い専門性を発揮できる職員の育成
- ②東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進
- ③先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及
- ④質の高い人材の確保・定着
- ⑤社会需要も見通した施設の改築・改修【目標Ⅰ⑤の再掲】

【中長期経営目標Ⅲ】のアクション

- ①地域で暮らす障害者・障害児を支援
- ②地域における子育て家庭等を支援
- ③地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

【中長期経営目標Ⅳ】のアクション

- ①改訂「事業団人材育成方針」に基づく組織・人事制度の運用
- ②自律的な経営実現のための自主財源の確保
- ③ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備
- ④魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現
- ⑤コンプライアンスの推進

【中長期経営目標Ⅰ】

利用者・児童の権利擁護を第一に、利用者・児童にとって最善のサービスを提供します

アクション① 権利擁護（虐待防止）の徹底 [継続・一部新規]

- ・ 障害施設、児童養護施設を問わず、利用者や児童の人権を守り、安全・安心な生活を確保することは、施設運営の中で最も基本的かつ重要です。
- ・ 事業団においては、利用者や児童の人権を守り、虐待や権利侵害を防止するため、令和元年度にとりまとめた「重大事故防止に向けた新たな取組」を、組織を挙げて実施しています。新たな取組として、職員の意識改革や利用者の安全確保に向けた環境整備、重大事故防止の取組をチェックする組織体制の構築【中長期経営目標Ⅳアクション⑤参照】を推進します。
- ・ 事業団虐待等防止委員会において、各施設の事案や取組を共有・検討すること等により、各施設の危機管理意識や人権意識の強化を図ります。また、従来からの事業団虐待防止研修に加え、eラーニング型研修の全職員年1回受講、管理監督者向け研修等も実施します。さらに、全職員アンケートにより職員意識のモニタリング等を行い、アンケート結果を活用した意見交換会を実施するなど、事業団全体として権利擁護に取り組みます。
- ・ 各施設においては、職員倫理綱領や虐待防止マニュアル等を周知徹底するとともに、施設内研修等で職員の意識啓発を図る取組を強化します。また、権利擁護委員会等において、未然防止策や不適切な支援を行った場合の対応策を検討し、取組を強化することを継続していきます。
- ・ 事業団全体及び各施設における取組を通じて、職員一人ひとりが権利擁護や虐待に関する知識・意識を高め、支援技術の向上を図ります。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 権利擁護や虐待防止に関する研修の受講 ・研修の受講率（受講者／全職員×100）（％）	①事業団全体（共通）	数値目標100%

アクション② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応 [継続]

- ・ 福祉サービス第三者評価の受審や第三者委員による定期的な相談の実施等により、各施設で提供しているサービスを、客観的な視点から検証・評価し、更なる改善の取組を推進します。

- ・ 第三者評価の活用により、客観的視点からサービスの点検・評価を受け、その結果を踏まえて改善を行うPDCAサイクルを定着させることで、より開かれた施設運営とサービス水準の向上を図ります。
- ・ 提供する福祉サービスに対する利用者や児童の満足度を高め、また、個人の権利を擁護するために、第三者委員による定期的な相談の実施や適切な苦情対応など、利用者や児童が施設に対して意見や苦情を伝えやすい環境を整備していきます。
- ・ さらに、利用者満足度調査の実施とその結果を踏まえた改善の取組など、提供するサービスへの意見の反映に取り組みます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 利用者・児童からの要望などへの適切な対応 ・利用者や児童が意見を伝えやすい環境（意見箱の設置、利用者満足度調査の活用等）の整備状況	①事業団全体（共通）	定性管理
[継続] 苦情への適切な対応 ・第三者委員への相談実施回数（回）	①事業団全体（共通）	数値管理

アクション③ リスク管理の推進 [継続・一部新規]

- ・ 日々の支援等の記録を適切に残すことやヒヤリ・ハット事例の収集・検証が、事故防止のために重要であることを施設全体に周知徹底するとともに、意見を言いやすい組織風土を醸成することで、事故の未然防止に組織全体で取り組みます。さらに、事例報告から収集・分析、対策の検討そして実施というサイクルを定着させることにより、リスクマネジメント体制の強化を図ります。
- ・ 特に、管理監督者層においては、リスク管理を徹底することが求められるため、研修の受講を始めとする意識の醸成に努めていきます。
- ・ 利用者の安全確保及び権利擁護を目的として、これまでの防犯対策に加え、新たに見守りカメラを計画的に設置していきます。
なお、設置及び運用に当たっては、利用者や児童のプライバシーに十分に配慮します。
- ・ 万が一にも事故が起こった場合は、職責に応じて迅速かつ適切に対応するとともに、事故の検証を行い、原因の究明や問題点への対応の見直しを図り、再発防止を徹底します。
- ・ 大規模な災害が発生した場合には、利用者や児童そして職員の生命と安全を確保し、施設機能の維持に努めます。事業団組織全体における連携・協力体制をより強化するとともに、事業継続計画（BCP）及び対応マニュアルを適宜見直し、定期的な訓練の実施や食料等の備蓄、非常用発電設備や通信手段の確保等を確実に進めていきます。

- インフルエンザやノロウイルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するため、予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努めていきます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 施設全体のリスクマネジメントの状況 ・ヒヤリ・ハット事例の収集・検証など、事例報告からの収集・分析、さらに対策の検討と実施というPDCAサイクルの運用及び定着状況	①事業団全体（共通）	定性管理

アクション④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

[継続・一部新規] **経営改革プラン**

- 児童養護施設における児童の自立支援の取組として、在園中の自活訓練等の取組を計画的に進めるとともに、更なる学力の向上など、児童の人生の選択肢を広げる支援に取り組みます。
- 一人ひとりの児童に寄り添いながら、幅広い人生の選択肢を示すなかで、児童が自分の可能性にチャレンジできるような支援を実施します。
- 在園中の支援だけではなく、アフターケアについても、自立支援のための重要な取組として位置づけ、自立支援コーディネーターが調整を担い、児童相談所、就労先や関係機関と緊密な連携を図りながら、必要な児童には確実に実施していきます。
- 障害施設においては、丁寧なアセスメントによる個別支援計画の策定による暮らしの場の設定、自活訓練事業や自立訓練事業、グループホームや介護保険施設の見学等を通じて地域生活への移行や施設の変更を行うなど、利用者にとって望ましい暮らしの環境の選択ができるよう、利用者による意思決定を支援していきます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 在園中の自立に向けた支援 ・自立訓練や学力向上を図る取組の実施状況	②児童養護施設共通	定性管理
[新規] 児童の人生の選択肢を広げる支援 ・進路決定率（進路決定者／高校3年生の児童数＊100）（％） ・進路内訳（大学、短期大学、専門学校、就職）（人）	②児童養護施設共通	数値管理

<p>[継続] 意思決定支援に基づく生活の場の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> グループホームや介護保険施設への見学等、利用者や児童に合った生活環境を選択するための取組の実施状況 	<p>②障害施設共通</p>	<p>定性管理</p>
---	----------------	-------------

アクション⑤ 社会需要も見通した施設の改築・改修

[継続・一部新規]

- 事業団各施設の建物の中には、建築後35年以上が経過しているものがあり、これらは老朽化が進んでいます。利用者や児童の安全・安心かつ快適な生活を確保していくためにも、施設の整備や設備の更新を計画的に実施して必要があります。
- 自主運営施設である日野療護園は、建築後40年近くが経過しており、計画的な改築を進めていく必要があります。また、その際には、①ユニバーサルデザインに配慮した建物であること、②災害に強い建物であること、③地球環境に配慮した建物であること等の条件を満たすとともに、将来の収支バランスも考慮した適切な計画となるよう検討します。
- 指定管理施設については、指定管理者として、日常の生活環境の改善のため修繕を適切に実施します。
- 児童養護施設においては、「新しい社会的養育ビジョン」※4並びに「東京都社会的養育推進計画」※5を踏まえ、東京都と連携して、児童ができる限り良好な家庭的環境で生活ができるように、施設の小規模化・地域分散化に向け、計画的かつ段階的に、施設や設備の整備を進めていきます。障害児入所施設においても、「新しい社会的養育ビジョン」及び今後策定される「東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）」を踏まえ、施設の利用実態に応じて、家庭的環境の整備のあり方を検討していきます。
- また、施設が持てる機能を発揮するためには、施設の改築・改修といったハード面の整備とともに、職員配置等の支援体制の充実といったソフト面の整備についても、併せて推進していく必要があります。
- そのため、児童養護施設及び障害児施設においては、「新しい社会的養育ビジョン」等※6を踏まえ、児童にとって望ましい生活を実現するよう、職員配置の見直しを検討し、専門的ケアの充実に取り組んでいきます。
- また、障害施設についても、今後果たすべき機能を踏まえ、職員配置の見直しを検討していきます。

※4 「新しい社会的養育ビジョン」：平成29年8月策定。平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育を充実すること、実親による養育が困難であれば特別養子縁組や里親による養育を推進する家庭的養育優先の理念が規定され、この改正法の理念を具体化するため、国によって取りまとめられたもの。

※5 「東京都社会的養育推進計画」：令和2年3月策定。東京都は、国が「新しい社会的養育ビジョン」を策定した後に発出した「都道府県推進計画見直し要領」を受けて、都におけるこれまでの計画を見直し、策定したものの。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
<p>[継続] 日野療護園の改築</p> 	<p>③日野療護園、 ④事務局</p>	<p>線表管理</p>
<p>[継続] 指定管理施設の改築・改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都の大規模修繕・改築に合わせた生活環境の改善状況について 	<p>③指定管理施設、④事務局</p>	<p>定性管理 ※進捗に応じて線表管理に変更</p>
<p>[新規] 「新しい社会的養育ビジョン」等※6を踏まえた施設・設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模化・地域分散化に向けた施設・設備の検討及び整備 	<p>②児童養護施設共通、③障害児施設、④事務局</p>	<p>定性管理 ※進捗に応じて線表管理</p>
<p>[新規] 「新しい社会的養育ビジョン」等※6に基づく職員配置への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模化・地域分散化に対応する職員配置の検討及び実施 	<p>②児童養護施設共通、③障害児施設、④事務局</p>	<p>定性管理 ※進捗に応じて線表管理</p>
<p>[新規] 障害施設における施設機能に応じた職員配置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設機能に応じた職員配置の検討及び実施 	<p>②障害施設共通、④事務局</p>	<p>定性管理 ※進捗に応じて線表管理</p>

※6 児童養護施設については、「新しい社会的養育ビジョン」及び「東京都社会的養育推進計画」を踏まえ、障害児入所施設については、「新しい社会的養育ビジョン」及び今後策定される「東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）」を踏まえる。

アクション⑥ 質の高い人材の確保・定着

【再掲 中長期経営目標Ⅱアクション④】 p18 参照

アクション⑦ 高い専門性を発揮できる職員の育成

【再掲 中長期経営目標Ⅱアクション①】 p15 参照

【中長期経営目標Ⅱ】

蓄積してきた支援技術を活かし、更に高度なケアを提供します

アクション① 高い専門性を発揮できる職員の育成

〔継続〕

活用戦略

経営改革プラン

- ・ 事業団では、高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成するため、改訂人材育成方針及び研修計画に基づき、①職務を通じたOJTの推進、②計画的かつ効果的な研修の実施、③自己啓発制度（資格取得支援制度等）を3つの柱として人材育成に取り組んでいます。今後とも、東京の福祉のセーフティネットとして、特別な支援が必要な利用者や児童を引き続き受け入れていくために、研修体系や研修内容について更に工夫を講じながら、高い専門性を発揮できる職員を計画的に育成していきます。
- ・ 事務局では、職級や職責を意識した業務を遂行できるような研修や全施設共通課題に対応した研修等を体系的に実施し、各施設においては、それぞれの施設の特性に合わせた専門的・実践的な研修を実施します。
- ・ 児童養護施設においては、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児童、他施設での受け入れが困難なため措置変更された児童等、それぞれの特性に応じた適切な支援を継続して提供できるように、職員の専門性を高める研修を計画的・多角的に推進します。
- ・ 障害施設においては、様々な障害特性を有し特別な支援が必要な利用者、特に高齢化及び障害の重度化した利用者に対して、専門的支援や個別的支援を継続して提供できるように、強度行動障害に関する研修、医療的ケアに関する研修、高齢化に対応したスキルを学ぶ研修など、各施設において必要とする研修を計画的・多角的に推進します。
- ・ 特に、東村山福祉園は重度・最重度の知的障害児を、八王子福祉園及び希望の郷東村山は、重度・最重度の知的障害者を受け入れています。中でも、高度な専門的支援技術・ノウハウが必要な強度行動障害を有する児童や利用者を多く受け入れており、これまで蓄積してきた支援技術・ノウハウを活かした取組を行っていきます。
- ・ 日野療護園や八王子福祉園、希望の郷東村山においては、利用者の高齢化等に対応するため、たん吸引をはじめとした医療的ケアができる福祉職を計画的に育成していきます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 強度行動障害の基礎・実践研修の受講 ・延実績／延計画×100(%) ・各受講者数(人)	③東村山福祉園、 八王子福祉園、希 望の郷東村山、④ 事務局	数値管理
[継続] 喀痰吸引研修の受講 ・受講率(延実績／延計画×100)(%) ・受講者総数(人)	③八王子福祉園、 日野療護園、希望 の郷東村山、④事 務局	数値管理
[新規] 専門性を高める研修を多角的に実施 ・各施設における専門的支援スキルの向上や事務局で 実施する基礎的知識の習得等を目的とした研修の実 施状況	②障害施設共通、 児童養護施設、④ 事務局	定性管理

アクション② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

[継続] **活用戦略** **経営改革プラン**

- 東京の福祉のセーフティネットの役割を着実に果たすため、各施設の入所定員・児童定員どおり受け入れることはもとより、特別な支援が必要な利用者や児童を積極的に受け入れるとともに、先駆的な取組も推進していきます。
- 障害施設では、引き続き、重度・最重度の知的障害者や知的障害児、行動障害のある知的障害者等、特別な支援が必要な利用者を、施設の機能に応じて積極的に受け入れていきます。
- 児童養護施設では、被虐待児や発達障害児、高齢児童が増加している現状を踏まえ、心理的ケアや様々な支援プログラムの活用など専門的支援をさらに充実します。
- 石神井学園において実施している「連携型専門ケア機能モデル事業」では、児童の着実な成長がみられることから、他施設からの見学や他施設職員に向けた研修等の機会において、事業の効果を報告しています。本事業においては生活・医療・教育部門が連携して一体となって専門的ケアに取り組んできたことを踏まえ、児童が抱える課題の改善状況など検証を行った上、東京都と連携して本事業の在り方を検討していきます。
- 「新しい社会的養育ビジョン」及び「東京都社会的養育推進計画」を踏まえ、東京都と連携して、児童ができる限り良好な家庭的環境で生活ができるように、小規模化・地域分散化に向け、施設や設備の計画的かつ段階的な整備を進めるとともに、特別な支援が必要な児童や高齢児童等への支援など、専門的ケアのより一層の充実を図ります。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 連携型専門ケア機能モデル事業 ・原籍施設への復帰人数（人） ・事業効果の検証	③石神井学園、④事務局	数値管理 定性管理
[新規] 良好な家庭的環境の確保と専門的ケアの充実 ・児童が一人で静かに過ごせる空間の確保 入所定員に占める個室利用児童の人数（割合） クールダウンスペースの設置状況 ・特別な支援が必要な児童の人数（割合）（％） 心理的ケアを必要とする児童の人数（割合） 中学生・高校生の人数（割合）	②児童養護施設共通	定性管理 ※進捗に応じて 数値管理 数値管理

<参考データ>

児童養護施設から定期的に通院する児童の割合	③該当施設	各年度の数値を把握
児童養護施設において、服薬管理が必要な児童の割合	③該当施設	
障害施設において、医療的ケア（経管栄養・中心静脈栄養・喀痰吸引等）を必要とする利用者の割合	③該当施設	
障害施設において、強度行動障害のある利用者の割合	③該当施設	

アクション③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及 [継続・一部新規] **活用戦略**

- 他の民間法人では受入れが困難な強度行動障害を有する利用者等に対する専門的支援など、事業団がこれまで蓄積してきたノウハウや専門的支援技術に関して、研修講師として職員を派遣すること等により、他団体への普及を推進していきます。
- 事業団の有する支援技術を伝授し、将来の福祉人材の育成に貢献するため、大学や専門学校等の実習生を積極的に受け入れるとともに、介護体験実習生や見学者も計画的に受け入れます。
- 児童養護施設や障害児入所施設において、児童の生活を支援するにあたり、児童相談所など関係機関との連携は不可欠です。そのため、関係機関の職員を、相互派遣研修の一環として、事業団各施設で受け入れることにより、施設の状況や支援技術について理解を深めてもらうことが期待できます。また、相互派遣研修を拡充す

ることで、より多くの事業団職員が他機関に受け入れられ、当該機関における支援のあり方など経験を積むことにより、職員の支援スキルの向上を図ります。

- 「東京都政策連携団体活用戦略」を踏まえ、研修講師の養成及び派遣制度や福祉人材の育成を図るフィールドとして民間施設職員等を研修生として受け入れる仕組みなど、環境整備に向けて検討していきます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 養成機関からの実習生受入れ ・実習生受入人数（人）	①事業団全体（共通）	数値管理
[新規] 福祉人材の育成を図るフィールドとして民間施設職員等を研修生として受け入れるための環境整備	④事務局、③該当施設	定性管理

アクション④ 質の高い人材の確保・定着

[継続・一部新規]

経営改革プラン

- 福祉人材の確保が年々厳しさを増す状況においても、東京の福祉のセーフティネットを担える質の高い人材を安定的に確保し、確実に定着へと繋げるための取組を強化していきます。
- 人材の確保策として、学校訪問や採用説明会、内定者交流会等を引き続き実施するほか、採用チャネルの拡大を検討し、対策の充実・強化を図ります。
- 職員定着のため、引き続き、各施設に配置するOJT推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）などを有効に活用しながらOJTの推進に取り組みます。
- 中堅職員には、人材確保育成委員会等の事業団全体の委員会に、施設代表職員として参加する機会等を通じて、視野を広げるとともに、事業団への帰属意識を醸成していきます。
- 離職理由の把握と必要な対策を検討するため、離職理由等調査を継続して実施します。
- 改訂「事業団人材育成方針」を踏まえ、より明確となった「職級に応じた基本的役割と到達目標」を周知し、職員の働く意欲に繋げることや、見直し後の人事制度の運用により、若手及び中堅・ベテランそれぞれの職員が持てる力を更に発揮できる環境を整え、離職防止を図ります。
- 併せて、平成25年度に「組織・人事制度改革」を行ってから6年が経過し、この間に、福祉人材の不足が顕著になる中、東京の福祉のセーフティネットを担うために求められる質の高い人材を確保・定着するためには、人事・給与制度のあり方について改めて検討していく必要があります。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[新規] 採用チャネルの拡大 ・キャリア採用・再採用・大学推薦制度について検討から運用開始（制度の検証）までの進行を管理	④事務局	定性管理
[継続] 離職防止策の効果 ・離職率（％）	①事業団全体（共通）	数値管理

アクション⑤ 社会需要も見通した施設の改築・改修

【再掲 中長期経営目標Ⅰ⑤】 p13 参照

【中長期経営目標Ⅲ】

施設機能を活用し、地域との共生を推進します

アクション① 地域で暮らす障害者・障害児を支援

〔継続〕

経営改革プラン

- ・ 在宅で生活する障害者や障害児とその家族を支えるため、通所による生活介護事業を実施し、施設の機能に応じて、利用者一人ひとりの意欲や生きがいに結びつく日中活動の充実を図っていきます。
- ・ 短期入所事業利用者の円滑な受け入れに対応していくとともに、複雑な課題を抱える利用者については、関係機関との連携強化を進めていきます。
- ・ また、相談支援事業、障害児日中一時支援事業（公益事業）、知的障害者就労支援事業（公益事業）などを実施するとともに、グループホームの設置・運営を行うことにより、地域で生活する障害者・障害児を支援します。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
〔継続〕生活介護（通所）事業の拡充 ・生活介護（通所）の利用率（％）	②障害施設	数値管理
〔継続〕短期入所事業利用者の受け入れ ・短期入所事業の利用率（％）	②障害施設	数値管理
〔継続〕相談支援事業の実施 ・相談支援事業の件数（件）	③該当施設	数値管理

アクション② 地域における子育て家庭等を支援 〔継続〕

- ・ 地域の子育て家庭などを支援するため、地域の関係機関との連携を図ります。
石神井学園では、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施するほか、それぞれの児童養護施設が有する子育て等のノウハウを公開講座や学校職員向け講座等を通じて提供します。
- ・ また、里親不調になる子供をセーフティネットとして受け入れている児童養護施設の役割を踏まえつつ、地域の養育家庭支援についても、「東京都社会的養育推進計画」を踏まえ、東京都と検討・調整していきます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 子育て短期支援事業の実施 ・ショートステイ・トワイライトステイの実施（回）	③石神井学園	数値管理
[継続] 子育て等のノウハウの提供 ・子育てに関する公開講座等の実施（回）	②養護施設共通	数値管理

アクション③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等） [継続]

- 東京都の政策連携団体として、支援が必要な利用者や児童を広域的に受け入れる役割を担うため、利用者や児童の生活を共に支える地元自治体や学校、医療機関、企業やNPOなどとの協力体制は重要であることから、日頃から、地域コミュニティへの参画を通じて地域との協働を進めていきます。
- 毎年のように、各地で自然災害が発生しており、多くの人命や財産等が失われています。このような状況を踏まえ、大規模な災害が発生した場合においても、利用者や児童そして職員の生命と安全を確保するとともに施設機能を維持できるように、事業団組織全体における連携・協力体制をより強化するとともに、事業継続計画（BCP）及び対応マニュアルに基づく定期的な訓練などを行い、地域と協力を図っていきます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] コミュニティづくり ・地域と連携・協同した合同行事の開催など	①事業団全体（共通）	定性管理
[継続] 災害対応 ・BCPやマニュアルに基づく備蓄の確保や地域との定期的訓練の実施など、地域との協力を図る取組の実施状況	①事業団全体（共通）	定性管理

【中長期経営目標Ⅳ】

長期経営の基盤となる運営体制の強化と経営の透明性を図ります

アクション① 改訂「事業団人材育成方針」に基づく組織・人事制度の運用
[新規] **経営改革プラン**

- これまでの人材育成の大きな方向性は維持する一方で、事業団を取り巻く状況変化や事業団が今後向かうべき方向性等を踏まえ、平成27年に策定した人材育成方針を改訂しました。
- 今回の改訂では、職級に応じた「基本的役割」と「到達目標」を改めて整理したほか、ジョブローテーションの方針を明確化するとともに、職級ごとの異動基準を見直すなど、人材育成の視点に立った人事制度を運用する観点から、必要な見直しを行いました。
- 改訂「事業団人材育成方針」に基づき、職員一人ひとりの意欲と能力を最大限引き出し、更なる育成を図っていくとともに、職員の適性や能力等に応じて、管理職層（ジェネラルマネージャー）、監督職層（マネージャー）、指導職層（サブマネージャー）の計画的な任用を進め、法人・施設運営の中核を担う職員の育成を推進していきます。

アクション② 自律的な経営実現のための自主財源の確保
[継続・一部新規] **経営改革プラン**

- 利用者サービスの向上とともに将来の自律的経営を見据えて、利用者の状況分析や制度を最大限活用した加算取得など、収入増に向けた取組を検討・強化していきます。
- 相談支援事業及びグループホーム事業などの自主事業の自主財源の収入増を図っていきます。特に、日野療護園の改築にあたっては、地域のニーズを踏まえ、生活介護（通所）事業の拡充等に努めていきます。
- 自主財源の確保に向けて、他団体の動向や状況を調査・分析し、実施内容について検討を進めていきます。
- 支出面については、指定管理施設・自主運営施設を問わず、常に業務の見直しや契約内容の精査などを行うとともに、全職員のコスト意識の向上や管理職による支出管理の徹底などにより、効率的な施設運営を進めていきます。
- 収入と支出のバランスを意識した上で、支援内容のより一層の充実を図る効果的な施設運営に努めていきます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 自主運営施設における収入増 ・介護給付費の収入増（対予算比）（％）	③日野療護園、希望の郷東村山	数値管理
[新規] 収入増に向けた取組の検討 ・新たな手法（新規自主事業、財産の活用等）の検討など	④事務局（①）	定性管理
[継続・新規] 支出管理の強化 ・予算執行管理体制の強化（月次報告の徹底）（％） ・PDCAサイクルによる業務改善 ・コスト意識の向上	①事業団全体（共通）	数値目標100% 定性管理 定性管理

アクション③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

[継続・一部新規] **経営改革プラン**

- 東京の福祉のセーフティネットを担うために、利用者や児童への支援に高い専門スキルが求められる一方で、支援経験が浅い職員の割合が増加しています。このような状況において、各施設では、働き方改革を進め、業務の効率化による職員の負担軽減を図り、利用者や児童への支援や若手職員の早期育成のための時間の確保が求められています。
- 業務の効率化による職員の負担軽減のために、ICTや次世代介護機器等の導入にあたっては、予算等も踏まえ、施設の機能や実施内容を検討していきます。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] ICTを活用した業務の効率化 ・実施内容の検討など	[検討] ④事務局 [実施] ①事業団全体（共通）	定性管理
[新規] 次世代介護機器等を活用した業務負担の軽減 ・実施内容の検討など	[検討] ④事務局 [実施] ③該当施設	定性管理

アクション④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

[継続・一部新規] **経営改革プラン**

- 職員の善行や災害時功労、職務改善や発案、職務の遂行にあたっての顕著な成果など努力や成果に対して表彰する「職員表彰制度」について、職員の努力や成果に一層報いるものへと充実を図っていきます。また、職員一人ひとりの事業団経営に対する参画意識やモチベーションを高めるため、職員提案制度についても充実させていきます。

- ・ 職員提案制度や職員表彰制度を契機として、職員一人ひとりに業務改善の意識が浸透するとともに、提案内容等が一過性のものでなく活用され、制度自体も継続・発展していくよう、効果的な運用を図ります。
- ・ 日頃のコミュニケーションや、職員アンケートに基づく意見交換会の活用等により、職場の風通しを改善し、職員間及び職員と管理監督者の間で相談しやすい職場づくりに取り組みます。
- ・ 計画的な年次有給休暇取得を促進し、妊娠出産休暇、育児休業、部分休業・育児短時間勤務等がとりやすい職場を目指し、男性の育児参加の促進を図っていきます。
- ・ また、ライフ・ワークバランスを事業団全体で推進し、職員が長期にわたって安心して働き続けられる環境の整備に努めていきます。
- ・ 事業団全体での課題に取り組むための横断的な委員会の設置の検討を行います。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] 職員提案や職員表彰を契機とした業務改善意識の浸透 ・ 検討内容や実施内容など	①事業団全体（共通）	定性管理
[新規] 職員アンケートの活用等による風通しの良い職場づくり ・ 取組内容など	①事業団全体（共通）	定性管理

<参考データ>

・ 年次有給休暇の平均取得日数	④事務局	各年度の数値を把握
・ 育児休業等の取得率 育児休業の取得率（女性） 育児休業に類似した休暇の取得率（男性）	④事務局	

アクション⑤ コンプライアンスの推進

[継続・一部新規]

経営改革プラン

- ・ 福祉サービスは人に対して提供されるため、職員一人ひとりから組織全体に至るまで、高い倫理性が求められます。そのため、汚職等非行防止はもとより、コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組みます。
- ・ 事業団全体のガバナンス強化のために、事業団コンプライアンス委員会を新たに設置し、重大事故防止に関する取組内容のチェックをはじめ、事業団全体のコンプライアンスの強化・向上を図ります。

アクションの進捗管理	進捗管理の主体	進捗管理の方法
[継続] コンプライアンス研修の実施 ・研修受講率(%)	①事業団全体(共通)	数値目標 100%
[新規] コンプライアンス委員会の実施	④事務局	定性管理

参考資料・データ

○ 事業団のあゆみ

年度		事 項
1998	(平成10) 年度	東京都社会福祉事業団設立
		町田福祉園を運営受託
1999	(平成11) 年度	障害者(児)施設12所を追加運営受託
2000	(平成12) 年度	児童養護施設10所を追加運営受託
		経営改善計画書(平成12~15年度)策定 大谷田就労支援ホーム受託終了(廃止)
2001	(平成13) 年度	社会福祉総合学院を設置運営
2002	(平成14) 年度	社会福祉総合学院の運営の一部を学校法人に委託
		事業団の経営改革の策定
		用賀技能開発学院受託終了(廃止)
2004	(平成16) 年度	事業団ランドデザインの策定
2005	(平成17) 年度	自立的な運営を目指して(経営改革STEP2)
		中井児童学園、町田福祉園受託終了(民間移譲)
		大泉就労支援ホーム受託終了(他法人指定管理)
2006	(平成18) 年度	第1期指定管理(平成18~20年度) 児童養護施設9所、障害者(児)施設9所
		伊豆長岡学園、日の出福祉園指定管理終了(民間移譲) 社会福祉総合学院事業終了(廃止)
2008	(平成20) 年度	小平福祉園指定管理終了(民間移譲)
2009	(平成21) 年度	第2期指定管理(平成21~23年度) 児童養護施設8所、障害者(児)施設7所
		品川景德学園、むさしが丘学園指定管理終了(民間移譲)
2011	(平成23) 年度	自立的経営を目指して(経営改革STEP3)
2012	(平成24) 年度	第3期指定管理(平成24~26年度) 児童養護施設6所、福祉型障害児入所施設3所、障害者支援施設4所
2014	(平成26) 年度	中期経営計画(平成27~31年度)の策定
		人材育成方針の策定
2015	(平成27) 年度	日野療護園自主運営開始
		第4期指定管理(平成27~29年度) 児童養護施設6所、福祉型障害児入所施設3所、障害者支援施設3所 ※石神井学園、小山児童学園は平成27~31年度
2018	(平成30) 年度	希望の郷東村山自主運営開始
		第5期指定管理(平成30~32年度) 児童養護施設4所、福祉型障害児入所施設3所、障害者支援施設3所 ※東村山福祉園は平成30~34年度
2019	(平成31) 年度	第Ⅱ期中期経営計画(令和2~6年度)の策定
		改訂人材育成方針の策定

○ 第Ⅰ期計画期間中の主な取組

第Ⅰ期計画	第Ⅰ期計画期間中の主な取組	達成状況	今後の取組と課題
【計画Ⅰ】 サービス向上計画 1 利用者のニーズに応えるサービスの充実と新たな展開			
(1) 都立施設の指定管理及び民間移譲施設への対応	【共通】 ○第4期・第5期指定管理期間の指定管理施設における利用者本位のサービスの提供と円滑な施設運営 【障害】 ○日野療護園（平成27年度）及び希望の郷東村山（平成30年度）の自主運営開始	達成	【共通】 ○指定管理施設における利用者本位のサービスの提供と円滑な施設運営の継続 【障害】 ○日野療護園及び希望の郷東村山の円滑な施設運営の継続
(2) 質の高いサービスの提供 児童養護施設	【児童】 ○被虐待児や発達障害児、高齢児童など特別な支援が必要な児童を受け入れ、心理的ケア等専門的な支援を実施 ○自主調理・出張調理の実施を始めとした家庭的な寮運営 ○親子宿泊や保護者との外泊等、親子再統合の推進 ○在園中の自立支援に向けた取組及びアフターケアの実施	達成	【児童】 ○引き続き、個々の児童の状況に応じた、質の高いサービスを提供 ○特別な支援が必要な児童の受入れのための体制強化 ○自立支援・アフターケアの充実・強化
(2) 質の高いサービスの提供 障害施設	【障害】 ○利用者の高齢化や障害の重度化等に対応し、理学療法士等による訓練、心理的ケア、医療的ケア等の専門的支援や個別的支援を実施 ○利用者の状態に合わせた、生活環境・日中活動の提供 ○地域生活を希望する利用者へ、関係機関と連携し、必要な支援を実施 ○東村山福祉園・八王子福祉園・希望の郷東村山では、強度行動障害を有する利用者に対する支援を実施 ○七生福祉園・東村山福祉園・千葉福祉園の福祉型障害児入所施設では、被虐待児や精神科病院通院が必要な児童等を受け入れ、心理的ケア、医療的ケア等の専門的支援を実施	達成	【障害】 ○引き続き、個々の利用者の状況に応じた、質の高いサービスを提供 ○利用者や児童にとって望ましい暮らしの環境を選択するための支援の充実
(3) サービス内容の検証・改善	【共通】 ○福祉サービス第三者評価の継続受審と結果を踏まえたサービスの改善・向上 ○第三者委員による苦情解決制度や利用者満足度調査等を活用し、児童・利用者や家族の意見をサービスに反映	達成	【共通】 ○各制度の継続実施により、より一層開かれた施設運営とサービスの改善・向上

第Ⅰ期計画	第Ⅰ期計画期間中の主な取組	達成状況	今後の取組と課題
(4) 公的役割の強化	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援が必要な児童・利用者の積極的な受入 ○石神井学園において「連携型専門ケア機能モデル事業」を実施する(平成27年度～)など、先駆的な施策も実施 ○研修講師派遣や実習生等の積極的な受入れ等による、専門的な支援技術等を普及 	達成	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、特別な支援が必要な児童・利用者の積極的な受入 ○「連携型専門ケア機能モデル事業」の継続及び東京都と連携した検証の実施 ○研修講師派遣や実習生等の積極的な受入れの継続 ○蓄積した支援技術を他団体へ普及促進
(5) 地域との連携強化	<p>【児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ショートステイ事業や地域公開講座等により、地域の子育て家庭等の支援を実施 <p>【障害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活介護(通所)事業、短期入所事業、相談支援事業等により、地域で生活する障害者の支援を実施 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○NPO、企業、ボランティア等多様な主体との連携により、児童・利用者に多様なサービスを提供 ○施設で実施する行事や研修会等への住民参加、地域行事等への児童・利用者及び職員の参加等による、地域との関係強化 	達成	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域生活を支えるサービスの充実と利用者や地域ニーズに応える新たなサービスの実施 ○多様な主体との連携や地域との連携・協力の継続
(6) 利用者や地域のニーズに応える新たなサービス展開	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者像の変化や多様な地域ニーズに対応するため、新たなサービス・事業展開に向けた検討 	希望の郷東村山は達成 それ以外の施設は検討段階	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後の施設改築の機会等に合わせ、地域ニーズ等を把握の上、新たなサービス・事業等を検討

第Ⅰ期計画	第Ⅰ期計画期間中の主な取組	達成状況	今後の取組と課題
【計画Ⅱ】 施設整備計画 2 利用者 者の安 全・安心、 快適な生 活を確保 する計画 的な施設 整備	【共通】 ○老朽化した施設に必要な修繕や改修 ○利用者の状態やプライバシー確保のため のバリアフリーや居室の個室化工事 対応 【児童】 ○石神井学園の改築（平成 27 年度～） 【障害】 ○希望の郷東村山の新設（平成 30 年度） ○東村山福祉園の改築に向けた仮設移転 （平成 30 年度）	達成 ただし、 日野療 護園の 改築は 検討段 階	【共通】 ○老朽化した施設に必要な修繕や改 修 ○社会需要も見通した施設の改築・ 改修 【児童】 ○都と協力して計画的な改築を実施 【障害】 ○日野療護園の計画的な改築 ○東村山福祉園の改築及び新施設へ の移転・運営開始
【計画Ⅲ】 財務基盤 強化計画 3 利用 者サービ スの充実 に向けた 財務基盤 の強化	【共通】 ○収入増に向けた入所率の維持・向上と 各種事業の実施 ○加算の取得による収入の増加 ○契約の見直し等によるコスト削減 ○適切な予算執行と適正な会計処理の実 施 ○効率的な施設経営の実施等	達成	【共通】 ○自律的な経営実現のための自主財 源の確保 ○利用者の状況分析や制度を活用し た加算の取得 ○働き方改革による業務量の削減 ○効率的な施設経営の継続
【計画Ⅳ】 組織再 編・運営体 制強化計 画 4 組 織・運営 体制の再 編・強化	【共通】 ○新たな人事・給与制度の運用（平成 26 年度から） ○部門長・グループリーダー制への移行 （平成 30 年度） ○権利擁護（虐待防止）の取組強化 ○外部専門家との連携（スーパーバイズ 等） ○リスクマネジメント、個人情報保護、 情報セキュリティ対策の徹底 ○災害・防犯対策の取組強化	達成	【共通】 ○現行の人事・給与制度及び部門 長・グループリーダー制の着実な 運用 ○権利擁護（虐待防止）の徹底 ○事業団全体によるコンプライアン スの一層の推進 ○外部専門家との連携の継続 ○リスクマネジメント、個人情報保 護、情報セキュリティ対策の徹底 ○災害・防犯対策の継続実施及び大 規模災害時の施設機能の維持に向 けた対策強化

第Ⅰ期計画	第Ⅰ期計画期間中の主な取組	達成状況	今後の取組と課題
【計画Ⅴ】 人材確保 計画 5 質の 高い人材 の安定的 な確保に 向けた取 組強化	【共通】 ○「事業団職員採用計画」に基づく計画的な職員採用 ○「人材確保・育成委員会」委員を中心とした採用PR活動の促進 ○各園による積極的な採用活動 ○内定者説明会等採用辞退防止の取組の充実	達成 ただし、 採用必 要数の 充足に は更な る取組 が必要	【共通】 ○現在実施中の人材確保対策の継続実施 ○質の高い人材を安定的に確保し、確実に定着に繋げるための、採用チャンネル拡大の検討・実施 ○質の高い人材確保・定着のための人事・給与制度のあり方に関する検討
【計画Ⅵ】 人材育成 計画 6 「事業 団人材育 成方針」を 踏まえた 計画的かつ 着実な 人材育成	【共通】 ○「事業団人材育成方針」（平成27年改定）に基づく人材育成の取組を推進 ○人材育成3本柱（OJT・研修・自己啓発支援制度）の取組強化 ○新任職員の早期戦力化に向けた育成強化（新任研修やチューター制度等） ○中堅職員の育成強化（現任研修の充実等） ○管理監督職層（ジェネラルマネージャー、マネージャー、サブマネージャー）のマネジメント力や経営感覚の向上	達成	【共通】 ○「改訂事業団人材育成方針」（令和2年改定）に基づく、より一層人材育成の視点を重視した人事制度の運用 ○各職級に応じた研修等の取組による人材育成の強化 ○管理職層（ジェネラルマネージャー）、マネージャー及びサブマネージャーへの計画的な任用による、事業団の中核を担う人材の育成
【計画Ⅶ】 魅力ある 職場づく り計画 7 魅力 にあふれ、 働き続け られる職 場環境の 整備	【共通】 ○意欲とやりがいを引き出す総合的な人事制度の運用 ○職員表彰制度・職員提案制度の充実 ○職場内コミュニケーションの活性化による働きやすい職場環境の整備 ○ICT環境の整備・統一化	達成	【共通】 ○「改訂事業団人材育成方針」に基づく、より一層人材育成の視点を重視した人事制度の運用 ○職員表彰制度・職員提案制度の継続実施 ○職員間及び職員と管理監督者の間のコミュニケーションのより一層の活性化 ○計画的な年次有給休暇の取得、育児休業等、働き続けやすい職場環境の整備 ○ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

○ 第Ⅰ期計画期間中の主な実績データ

表1 児童養護施設の在籍児童数（割合）

（単位：人）

	定員	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
		在籍児童数	割合	在籍児童数	割合	在籍児童数	割合	在籍児童数	割合
石神井学園	134	116	86.6 %	125	93.3 %	125	93.3 %	122	91.0 %
小山児童学園	64	63	98.4 %	61	95.3 %	63	98.4 %	59	92.2 %
船形学園	64	57	89.1 %	52	81.3 %	55	85.9 %	52	81.3 %
八街学園	64	62	96.9 %	61	95.3 %	59	92.2 %	61	95.3 %
勝山学園	64	60	93.8 %	59	92.2 %	61	95.3 %	60	93.8 %
片瀬学園	48	47	97.9 %	47	97.9 %	43	89.6 %	41	85.4 %
合計	438	405	92.5 %	405	92.5 %	406	92.7 %	395	90.2 %

※在籍児童数は各年度3月1日時点

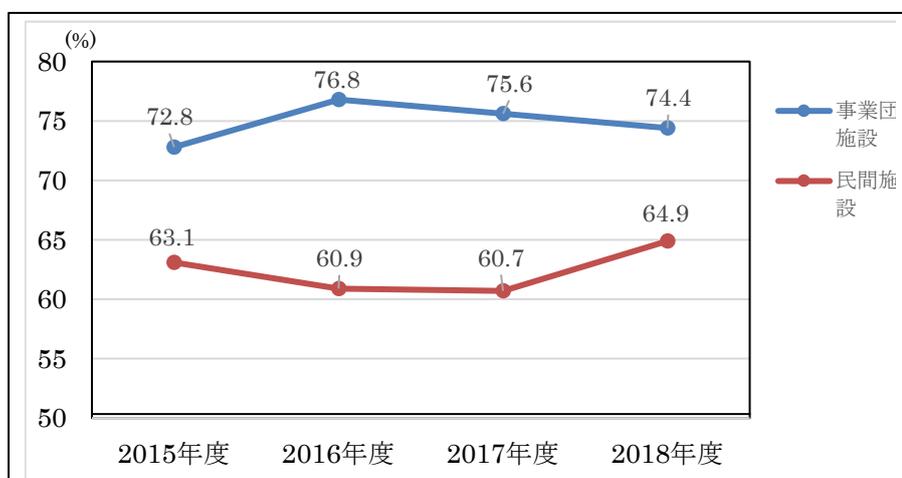
表2 児童養護施設への入所理由が被虐待である児童の人数（割合）

（単位：人）

	2015年度			2016年度			2017年度			2018年度		
	被虐待児の人数	在籍児童数	割合									
石神井学園	85	122	69.7 %	92	128	71.9 %	92	126	73.0 %	88	124	71.0 %
小山児童学園	52	64	81.3 %	52	63	82.5 %	51	64	79.7 %	50	63	79.4 %
船形学園	41	57	71.9 %	52	56	92.9 %	47	57	82.5 %	47	52	90.4 %
八街学園	48	62	77.4 %	48	63	76.2 %	46	60	76.7 %	46	63	73.0 %
勝山学園	51	63	81.0 %	45	60	75.0 %	44	61	72.1 %	45	63	71.4 %
片瀬学園	39	47	83.0 %	39	47	83.0 %	31	43	72.1 %	37	43	86.0 %
合計	316	415	76.1 %	328	417	78.7 %	311	411	75.7 %	313	408	76.7 %

※在籍児童数は各年度3月1日時点（一時保護含む）

〈参考〉被虐待児の割合（事業団児童養護施設と民間児童養護施設の比較）



【資料】厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」の東京都分による（各年度6月1日時点）

表3 在籍児童に対する心理的ケア実施率

	2017年度	2018年度
石神井学園	59.3%	62.1%
小山児童学園	54.7%	58.7%
船形学園	43.6%	44.2%
八街学園	54.2%	55.7%
勝山学園	63.9%	69.8%
片瀬学園	77.8%	81.0%

※各年度2月末日時点

表4 児童養護施設で暮らす中学生・高校生の人数（割合）

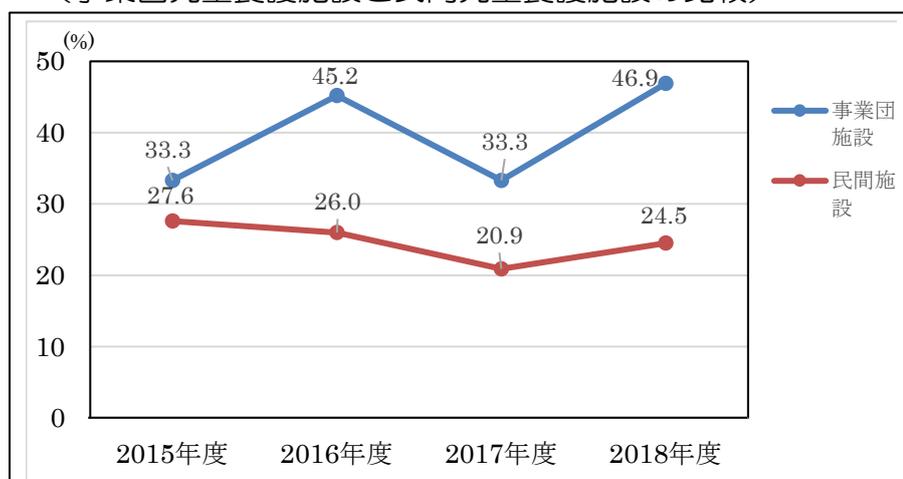
(単位：人)

	2015年度			2016年度			2017年度			2018年度		
	中学生・高校生	在籍児童数	割合									
石神井学園	63	116	54.3%	68	125	54.4%	73	125	58.4%	75	122	61.5%
小山児童学園	42	63	66.7%	42	61	68.9%	44	63	69.8%	37	59	62.7%
船形学園	29	57	50.9%	27	52	51.9%	24	55	43.6%	28	52	53.8%
八街学園	30	62	48.4%	35	61	57.4%	32	59	54.2%	37	61	60.7%
勝山学園	25	60	41.7%	22	59	37.3%	28	61	45.9%	33	60	55.0%
片瀬学園	24	47	51.1%	21	47	44.7%	23	43	53.5%	23	41	56.1%
合計	213	405	52.6%	215	405	53.1%	224	406	55.2%	233	395	59.0%

※各年度3月1日時点

※高校生の中には、定時制・特別支援学校に通う児童が含まれる。

〈参考〉新規入所児童のうち中学生・高校生が占める割合
 （事業団児童養護施設と民間児童養護施設の比較）



【資料】厚生労働省「社会的養護の現況に関する調査」の東京都分による

表5 児童養護施設において服薬管理を必要とする児童の人数（割合）

（単位：人）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
服薬管理を必要とする児童数	98	94	114	132
在籍児童数	328	379	356	377
服薬管理を必要とする児童の割合	29.9%	24.8%	32.0%	35.0%

※在籍児童数は各年度6月1日時点

表6 障害施設の在籍者数（割合）

（単位：人）

	定員	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
		在籍者数	割合	在籍者数	割合	在籍者数	割合	在籍者数	割合
七生福祉園（児童）	156	133	85.3%	132	84.6%	122	78.2%	116	74.4%
東村山福祉園	56	158	98.8%	157	98.1%	114	89.1%	53	94.6%
千葉福祉園（児童）	48	41	85.4%	34	70.8%	33	68.8%	29	60.4%
七生福祉園（成人）	150	140	93.3%	140	93.3%	138	92.0%	132	88.0%
千葉福祉園（成人）	320	332	85.1%	308	79.0%	291	90.9%	276	86.3%
八王子福祉園	160	156	97.5%	153	95.6%	151	94.4%	143	89.4%
日野療護園	50	48	96.0%	47	94.0%	49	98.0%	50	100.0%
希望の郷東村山	80	-	-	-	-	-	-	80	100.0%

※在籍者数は各年度3月1日時点

※東村山福祉園の定員は2017年5月まで160人、2017年6月から2018年3月まで128人、2018年4月から56人

※千葉福祉園（成人）の定員は2017年9月まで390人、2017年10月から320人

表7 障害児施設における重度・最重度の知的障害児の人数

（単位：人）

	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度	
	1度・2度 合計	在籍 児童数	1度・2度 合計	在籍 児童数	1度・2度 合計	在籍 児童数	1度・2度 合計	在籍 児童数
七生福祉園	13	130	11	125	8	122	14	117
東村山福祉園	159	159	158	158	114	114	55	55
千葉福祉園	10	39	9	31	8	35	6	29
合計	182	328	178	314	130	271	75	201

※各年度3月31日時点

※18歳未満の児童は障害区分認定を受けていないので、愛の手帳1度・2度を最重度・重度とする

※七生福祉園、千葉福祉園、2017年度までの東村山福祉園には、18歳以上の加齢児が含まれている

表8 障害者施設における重度・最重度の障害者の人数

(単位：人)

	2015年度				2016年度				2017年度				2018年度			
	区分5	区分6	合計	在籍者数												
七生福祉園	45	15	60	140	57	19	76	139	51	22	73	137	57	24	81	132
千葉福祉園	113	85	198	332	120	83	203	307	115	79	194	291	111	89	200	274
八王子福祉園	31	121	152	155	23	129	152	153	23	127	150	151	22	119	141	143
日野療護園	6	43	49	49	5	41	46	46	4	45	49	49	3	47	50	50
希望の郷東村山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	75	80	80
合計	195	264	459	676	205	272	477	645	193	273	466	628	198	354	552	679

※各年度3月31日時点

表9 障害者施設における70歳以上の利用者の人数(割合)・平均年齢

(単位：人、歳)

	2015年度				2016年度				2017年度				2018年度			
	70歳以上	在籍者数	割合	平均年齢												
七生福祉園	27	140	19.3%	55.9	31	139	22.3%	56.6	33	137	24.1%	56.9	33	132	25.0%	57.3
千葉福祉園	71	332	21.4%	59.1	64	307	20.8%	59.1	64	291	22.0%	59.7	62	274	22.6%	60.1
八王子福祉園	13	155	8.4%	57.6	17	153	11.1%	58.0	22	151	14.6%	58.5	19	143	13.3%	58.4
日野療護園	8	49	16.3%	56.7	7	46	15.2%	57.1	8	49	16.3%	56.8	9	50	18.0%	57.9
希望の郷東村山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	80	0.0%	29.0
合計	119	676	17.6%	57.9	119	645	18.4%	58.2	127	628	20.2%	58.6	123	679	18.1%	55.4

※各年度3月31日時点

※希望の郷東村山は2018年4月新規開設

表10 障害施設における生活介護事業(通所)及び短期入所事業の利用者数

○生活介護(通所)

(単位：人)

	定員	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
東村山福祉園	20	5,075	4,996	5,162	-
八王子福祉園	20	4,299	4,397	4,313	4,069
日野療護園	5	761	963	949	940
希望の郷東村山	25	-	-	-	6,395

○短期入所

(単位：人)

	定員	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
七生福祉園(児童)	7	2,311	2,406	1,685	920
七生福祉園(成人)	5	1,989	1,693	1,819	1,271
東村山福祉園	10	3,171	3,287	3,507	1,809
千葉福祉園(成人)	6	1,635	1,512	1,082	968
八王子福祉園	10	3,470	3,394	2,937	2,798
日野療護園	4	1,190	1,063	660	918
希望の郷東村山	10	-	-	-	1,788

※東村山福祉園は2018年5月に仮設建物へ移転

表 11 障害施設から地域生活へ移行した人数

○障害児の地域移行者数 (単位：人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
七生福祉園 (児童)	8	6	11	9
東村山福祉園	2	2	10	3
千葉福祉園 (児童)	3	6	6	8
合 計	13	14	27	20

○障害者の地域移行者数 (単位：人)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
七生福祉園 (成人)	5	3	3	1
千葉福祉園 (成人)	4	0	0	2
八王子福祉園	0	0	1	0
日野療護園	0	3	1	0
希望の郷東村山	-	-	-	0
合 計	9	6	5	3

表 12 新規職員採用者数（福祉職）

（単位：人）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
4月1日付採用者数	88	104	69	120	102
年度途中採用者数	13	10	9	30	9
年間採用者数	101	114	78	150	111

※正規職員及び契約職員の合計。ただし、非常勤職員を含まない

※年度途中採用は契約職員のみ

※2019年度の年度途中採用者数は1月31日現在の人数

表 13 職員の離職率（福祉職）

（単位：人）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
年度当初現員	624	685	687	724
普通退職者数	59	79	71	84
離職率	9.5%	11.5%	10.3%	11.6%
〈参考〉介護職員離職率	16.5%	16.7%	16.2%	15.4%

※介護職員離職率の【出典】は公益財団法人介護労働安定センター「介護労働実態調査」

表 14 年次有給休暇の平均取得日数

（単位：日）

	2015年	2016年	2017年	2018年
事業団	11.5	10.9	11.0	11.5
〈参考〉医療福祉分野の企業	8.4	8.8	8.9	—

※医療福祉分野の企業の【出典】は厚生労働省「就労条件総合調査 結果の概況」

表 15 育児休業等の取得率

○育児休業の取得率（女性職員）

（単位：人）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
子どもが生まれた職員数	14	22	17	22
育児休業取得者数	14	22	17	21
取得率	100.0%	100.0%	100.0%	95.5%

○育児休業に類似した休暇の取得率（男性職員）

（単位：人）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
子どもが生まれた職員数	11	20	13	21
出産支援休暇	取得者数	7	13	8
	取得率	63.6%	65.0%	61.5%
育児参加休暇	取得者数	8	11	8
	取得率	72.7%	55.0%	61.5%

○ 第Ⅱ期中期経営方針検討委員会及び経営計画検討部会構成メンバー

1 第Ⅱ期中期経営方針検討委員会構成メンバー

職名	氏名
事務局長（*委員長）	渋谷 恵美
石神井学園長	福山 雅史
小山児童学園	田窪 和美
船形学園長	雨谷 真人
八街学園長	新堀 良二
勝山学園長	長島 建一
片瀬学園長	守田 ミドリ
七生福祉園長	多田 菜穂
東村山福祉園長	高岸 聡子
千葉福祉園長	新田 裕人
八王子福祉園長	矢崎 善朗
日野療護園長	山中 茂幸
希望の郷東村山施設長	松島 匡典
事務局次長	中村 真志
事務局調整担当課長	中尾 真理子
片瀬学園部門長（支援・管理部門）	中原 孝太郎
七生福祉園部門長（成人支援部門）	西澤 巧
東村山福祉園支援・管理部門生活支援第三グループリーダー	野村 巨正
千葉福祉園支援第一部門第一生活支援第二グループリーダー	小島 一明
八王子福祉園部門長（支援部門第二）	佐藤 淳一
日野療護園部門長（支援・管理部門）	師岡 邦臣
希望の郷東村山部門長（支援・管理部門）	渡辺 和美
希望の郷東村山支援・管理部門生活支援第一グループリーダー	林 将幸

【委員会事務局】

職名	氏名
事務局管理グループリーダー	村木 里美
事務局人事グループリーダー	野村 恵子
事務局企画グループリーダー	清水 恵
事務局施設経営グループリーダー	小川 マキ
事務局経理グループリーダー	杉野 幸代

2 経営計画検討部会構成メンバー

職 名	氏 名
事務局調整担当課長（*部会長）	中尾 真理子
石神井学園支援部門支援第一グループ	神田 智行
小山児童学園支援・管理部門支援グループ	我妻 興一
船形学園支援・管理部門支援グループリーダー	中河 雅宏
八街学園支援・管理部門支援グループリーダー	中村 優子
勝山学園支援・管理部門支援グループ	伊藤 裕樹
片瀬学園支援・管理部門支援グループ	坂口 勇人
七生福祉園部門長（成人支援部門）	西澤 巧
東村山福祉園支援・管理部門生活支援第三グループリーダー	野村 巨正
千葉福祉園支援第一部門第一生活支援第二グループリーダー	小島 一明
八王子福祉園部門長（支援部門第二）	佐藤 淳一
日野療護園支援・管理部門管理グループ	緑川 治男
希望の郷東村山支援・管理部門日中活動支援グループリーダー	松井 潤

【部会事務局】

職 名	氏 名
事務局企画グループリーダー	清水 恵
事務局施設経営グループリーダー	小川 マキ
事務局施設経営グループ	和田 耕平

○ 事業団とSDGsとの関わり

事業団は、社会福祉法人として、また、東京都の政策連携団体として、SDGs（エスディー・ジーズ）※に関連した取組を推進しています。

今後も児童養護施設及び障害施設の運営を通じて、地域社会へ貢献していきます。



事業団のアクション等	関連するSDGs
○利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援 （在園中の自立に向けた支援、アフターケアの実施）	1 貧困をなくそう 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
○児童養護施設及び障害施設の運営 ○短期入所、生活介護（通所）事業の運営 ○東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進	3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
○児童養護施設における学習支援、職業体験の実施	4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
○女性活躍推進行動計画の策定及び実施 ○男性の育児参加の促進	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
○地球環境に配慮した施設への改築・改修 ○電気自動車の導入	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

※SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals）は、「持続可能な開発目標」を意味し、2015年に国連サミットにおいて採択された2030年までの国際目標です。市民、行政、企業など世界中すべての人が一丸となって取り組む、貧困の撲滅や自然環境の保全など17のゴールから構成されています。

